

## 認知症普及啓発映画上映業務プロポーザル実施要領

### 1 目的

この実施要領は、認知症普及啓発映画上映業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる受託候補者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

認知症普及啓発映画上映業務

#### (2) 業務内容

別に定める認知症普及啓発映画上映業務仕様書（以下「仕様書」という。）によるものとする。

#### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月25日まで

#### (4) 委託費用限度額

金1,100,000円（消費税及び地方消費税額を込む。）

#### (5) 事業担当課

〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

宇和島市保健福祉部高齢者福祉課 地域包括支援センター

電話番号 0895-24-1111（内線3107）

E-Mail hokatsu@city.uwajima.lg.jp

### 3 実施方式

公募型プロポーザル方式

### 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のほか、次の要件に該当する者でないこと。

①民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更正計画認可の決定を受けている者を除く。）。

②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者。

(2) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日において、宇和島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(3) 過去5年間（令和3年度～令和7年度）に、地方公共団体からイベントに係る委託事業の受注実績があること。

### 5 スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

1. 公募型プロポーザル実施の開始	令和8年5月7日(木)
2. 実施要領等に関する質疑受付	令和8年5月14日(木)まで
3. 実施要領等に関する質疑回答	令和8年5月22日(金)
4. 参加申込書の提出期限	令和8年5月29日(金)まで
5. 参加資格の審査結果の通知	令和8年6月4日(木) 予定
6. 提案書等の提出期限	令和8年6月17日(水)まで
7. プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和8年6月中旬 予定
8. 審査結果の通知	令和8年6月下旬 予定
9. 契約の締結	令和8年6月下旬 予定
10. 審査結果の公表	令和8年6月下旬 予定

## 6 参加手続

### (1) 実施要領・仕様書等の配布

#### ① 配布期間

令和8年5月7日(木)から令和8年5月29日(金)まで

#### ② 配布方法

宇和島市ホームページに掲載するほか、保健福祉部高齢者福祉課において配布する。

### (2) 質問の受付及び回答

#### ① 実施要領等に係る質問は、認知症普及啓発映画上映業務に係るプロポーザル質問書(様式1)」によるものとし、保健福祉部高齢者福祉課に電子メールにより提出すること。なお、提出後には必ず電話により受信確認を行うこと。

宇和島市保健福祉部高齢者福祉課 地域包括支援センター

E-mail: hokatsu@city.uwajima.lg.jp

電話番号:0895-24-1111 (内線 3107)

#### ② 提出期限

令和8年5月14日(木) 17時まで

#### ③ 回答方法

令和8年5月22日(金) 17時までに宇和島市ホームページに掲載する。

### (3) 参加申込書の提出

#### ① 提出書類

ア 参加申込書(様式2)

イ 同種・類似業務の履行実績(様式3)

ウ 会社の概要が分かる書類(パンフレット等)

エ 納税状況調査及び暴力団員等調査同意書(様式4)

#### ② 提出期限

令和8年5月29日(金) 17時まで

#### ③ 提出場所

2.(5)に規定する事業担当課

#### ④ 提出方法

持参又は郵送(提出期限必着とする。)

#### ⑤ 参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果を文書にて通知する。

### (4) 提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は次により提案書等を提出するものとする。なお、提出書類の規格は、A4版片面印刷とする。

① 提出書類

- ア 企画提案申込書（様式5：1部、代表者印を押印したもの。）
- イ 企画提案書（様式自由：6部）
  - ・20ページ以内（表紙、目次を除く）
  - ・スタッフの体制及び過去に実施した類似業務の成果も盛り込むこと
- ウ 見積書（様式自由：6部：代表者印を押印の上、宇和島市長宛としたもの。）
- エ 会社概要（前年度決算書類を含む）1部、会社概要については既存資料でも可。

② 提出期限

令和8年6月17日（水） 17時まで

③ 提出場所

2. (5) に規定する事業担当課

④ 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着とする。）

⑤ その他

- ・1者につき1提案のみとする。
- ・受領した提出物は返却しないものとする。また、書類等の追加提出は認めないものとする。

(5) プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施（開催すると判断した場合のみ）

提出された提案書等についてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

① 実施日時・場所（予定）

日時：令和8年6月中旬 ※別途日時・会場を通知する。

② 所要時間（予定）

1者につき20分（プレゼンテーション15分、ヒアリング5分）程度とする。

※提案者の数により、時間変更を行う場合がある。

③ 出席者

1者につき2名以内とする。業務責任者となる予定のものは原則出席すること。

④ 留意事項

プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえたうえでパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、プロジェクター及びスクリーンは宇和島市が用意するが、パソコン、その他機器等は持ち込み可能な範囲の機器とし、応募者が用意すること。なお、プレゼンテーション・ヒアリング審査は個別に行い、非公開とする。

7 受託候補者の特定

(1) 審査方法

審査は、別に設置する認知症普及啓発映画上映業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が、提出された提案書等とプレゼンテーションの内容を評価基準に基づき審査する。

(2) 審査項目及び評価基準

別表「認知症普及啓発映画上映業務評価基準」のとおり

(3) 受託候補者の特定

①審査会において、(2)の審査項目及び評価基準により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、評価点の合計が基準点に達した者について、評価点の合計により順位を決定し、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。

②応募者が1者のみの場合でも、審査会の評価結果により、評価点の合計が基準点に達した者であり提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものと判断できるときは、当該者を受託候補者として特定する。

## 8 審査結果

審査結果は特定後、参加者全てに文書で通知するものとする。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

## 9 審査結果の公表

審査結果は、宇和島市ホームページにおいて公表する。

なお、公表の内容は以下のとおりとする。

- ① 受託候補者の名称
- ② 全参加者の名称（五十音順）
- ③ 全参加者の点数（得点順）

※参加者が2者の場合、次点者の点数は公表しない。

## 10 契約に関する事項

受託候補者と認知症普及啓発映画上映についてそれぞれ協議を行い、内容について合意の上、業務仕様書を作成するものとし、当該業務毎に仕様書に基づく見積書を徴収した後、主催者間で随意契約の方法により契約を締結するものとする。

### 11 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 市から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

### 12 留意事項

#### (1) 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示す提案限度価格を超える場合
- ⑦ 実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

#### (2) その他留意事項

その他の留意事項は次のとおりとする。

- ① 提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は参加者の負担とする。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。
- ③ 複数の提案はできない。
- ④ 参加申込書の提出後又は提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式6）を提出すること。
- ⑤ 提案書の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。ただし、市が受託候補者の特定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、宇和島市情報公開条例（平成22年条例第25号）に基づき公開する場合がある。

別紙

認知症普及啓発映画上映業務審査評価基準

審査項目	評価の視点	配点
業務実績	類似業務の実績はあり、業務遂行に必要な専門性及び実績を有しているか。	10
業務の実施体制	業務遂行のために適切な人員配置及び役割分担、設備を整えているか。また受注者との連絡・調整・報告が速やかに行える体制がとられているか。	10
企画提案	映画作品について、業務趣旨を的確に理解し、効果が見込まれる提案であるか	20
	市民のイベント参加意欲がわく内容となっているか。	20
	小中学生が理解することができる内容となっているか。	20
	業務スケジュールは現実的なものか、また宇和島市との業務分担は適切か。	10
価格	$10点 \times (\text{応募者の中で最低応募価格}) \div (\text{応募価格}) = \text{得点}$ ※小数点以下切り捨て	10
合計		100

評価の方法について

- (1) 各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- (2) 各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- (3) 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。ただし、評価点が同点の場合は見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- (4) 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。